

一般財団法人新潟県労働者信用基金協会 定款

平成25年 7月 1日 制定
2014年 6月23日 改正
2017年 6月19日 改正
2020年 6月23日 改正
2021年 6月23日 改正

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人新潟県労働者信用基金協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この協会は、債務保証に関する事業を行い、新潟県内の労働者に対し信用力を付与、補強することにより金融の円滑化を図り、もって労働者の経済的地位の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 労働者が新潟県労働金庫（以下「労金」という。）から融資を受ける場合、労金に対して負担する債務の保証
- (2) 理事長が理事会の承認を得て指定する融資機関から労働者が融資を受ける場合、当該融資機関に対して負担する債務の保証
- (3) 前各号のほか、協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種類及び内容)

第5条 この協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) この協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会及び評議員会で決議した財産

(2) 基本財産に編入することを指定された出捐金

(3) 理事会及び評議員会の決議により基本財産に繰り入れられた基金準備金積立資産

3 基本財産以外の財産を、その他の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第7条 この協会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受け、定時評議員会に報告しなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この協会に、評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この協会の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には、理事会が別に定める規程に基づき、その職務遂行に要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中からその都度互選で選ぶ。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名と議長がこれに署名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する代表理事とする。

4 この協会に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事はこの協会の評議員及び監事並びに使用人を兼ねることができない。

4 監事はこの協会の理事及び評議員並びに使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この協会を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長とともにこの協会を代表して、その業務を執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この協会の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの

(役員及び会計監査人の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第28条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(理事・監事の報酬等)

第29条 理事の報酬は、評議員会において別に定める総額の範囲内で理事会において定め、監事は無報酬とする。

2 理事の職務遂行に要する費用については、理事会が別に定める規程に基づき支払うことができ、監事の職務遂行に要する費用は、理事と同じ基準で支払うことができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(損害賠償責任の免除)

第30条 この協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該議案について異議を述べた場合は除く。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び専務理事並びに監事は、前項の議事録に署名押印する。

(理事会運営規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第8章 事務局

(設置等)

第38条 この協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。

(解散)

第40条 この協会は、基本財産の滅失によるこの協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分)

第41条 この協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与するものとする。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行なったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は齋藤敏明、専務理事は伊豆野 尚、会計監査人は渡邊 國夫とする。